

初めて働く障害者のためのガイドブック

就職活動をサポート *

あなたの

障害者手帳が利用できるサービスもあるんだって

職業訓練を利用して自分のスキルを磨けるよ

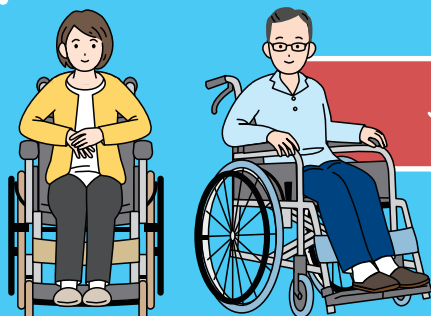
雇用や生活支援・教育支援などの情報をお届けします!!

「はたらく」を

新たな1歩を踏み出そう

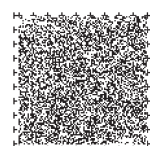
応援します

あいのまを
生かした就活を始めよう



一緒に社会人の旅へ出かけよう!!

 愛知県



目次

このガイドブックでは、様々な働き方や支援機関を紹介するよ!あなたらしい働き方を一緒に探そう!



愛知県 障害者就活
コンシェルジュ

現在

01 障害者手帳とは? (P2)

- ◆ 障害者雇用率制度における「障害者」
- ◆ 障害者手帳が利用できる福祉サービスなど

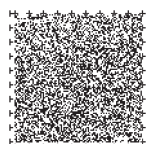
02 働き方と支援 (P3 ~ P5)

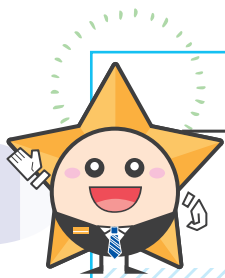
- ◆ 自分にあった働き方
- ◆ 働くまでの流れ
- ◆ 就労に必要な力とは?
- ◆ 企業選びのポイントは情報の整理
- ◆ 障害者専用求人とオープンクローズ
- ◆ 就職後の定着支援

03 愛知県における 障害者の雇用状況 (P6)

04 支援機関のご紹介 (P7 ~ P12)

05 支援窓口一覧 (P13・P14)





障害者手帳が利用できる主な福祉サービス

障害者手帳とは？

Disability
certificate

障害者手帳とは、一定以上の障害があると認められた身体障害者、知的障害者、精神障害者に交付される手帳です。障害者手帳の申請は、お住まいの市区町村役場で受付けています。

障害者雇用率制度における「障害者」

P2で取り上げた障害者雇用率制度において雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者です。障害者であることの確認は、障害者手帳又は知的障害者判定機関の判定書によって行われます。

また、「**重度身体障害者**」とは身体障害者手帳1級、2級程度の障害を有する方及び3級程度の障害を重複して有する方のことで、「**重度知的障害者**」とは知的障害者判定機関により障害の程度が重い（療育手帳「A」など）と判定された方のことです。

障害者手帳が利用できる福祉サービスなど

障害者手帳を提示することで、障害福祉サービスや各種減免制度の利用手続きが簡単になる場合があります。

ここでは障害者手帳が利用できる福祉サービスの例をお示しします。ただし、制度によっては、必ずしも障害者手帳の交付を要件としません。また、障害者手帳の所持に限らず、制度ごとに様々な要件があります。詳細については、制度を所管する機関にお問い合わせください。

「税金の障害者控除の対象になる」

障害者控除とは、障害者本人や、家計を同じくする配偶者や扶養親族に一定の障害がある場合に受けることのできる、税制上の措置のことです。例として、**所得税・住民税の控除**が挙げられます。

「医療費の助成を受けられる」

心身の障害を除去・軽減するための医療を受けた際に、医療費の自己負担額を軽減できる「**自立支援医療制度**」や「**障害者医療費制度**」などがあります。

「障害者雇用枠に応募できる」

障害特性や状態によって、業務内容や配属先をある程度相談できるなど、障害への配慮を受けながら就労できます。

「各種公共料金が割引」

障害者手帳の種類と等級に応じて、様々な公共料金の割引を受けることができます。



手当・年金

特別障害者手当
障害児福祉手当
在宅重度障害者手当
障害年金

医療

自立支援医療給付
（育成医療）（更生医療）（精神通院医療）
障害者医療
後期高齢者福祉医療

扶養共済

生活福祉資金
心身障害者扶養共済

交通

鉄道旅客運賃等の割引
航空旅客運賃等の割引
有料道路通行料金の割引

住宅

県営住宅の家賃減額・優先入居
特別設計県営住宅への入居
単身者向県営住宅への入居

税の免除

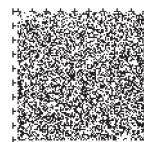
所得税の軽減
県民税・市町村民税の軽減等
（軽）自動車税環境性能割・
自動車税種別割の減免

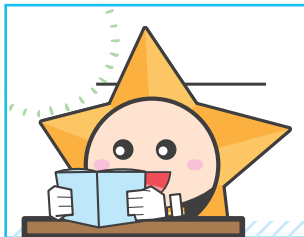
補装具・生活用具

補装具の交付・修理
日常生活用具の給付・貸与

その他

NHK受信料の免除
電話の施設設置負担金の分割払い
電話番号案内の無料扱い
携帯電話料金の割引
青い鳥郵便葉書の無償配付





自分に合った支援機関選びのポイント

働き方と支援

Company
selection

自分に合った働き方

一般就職

支援機関(ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等)を利用しながら、一般企業や公的機関などに就職します。

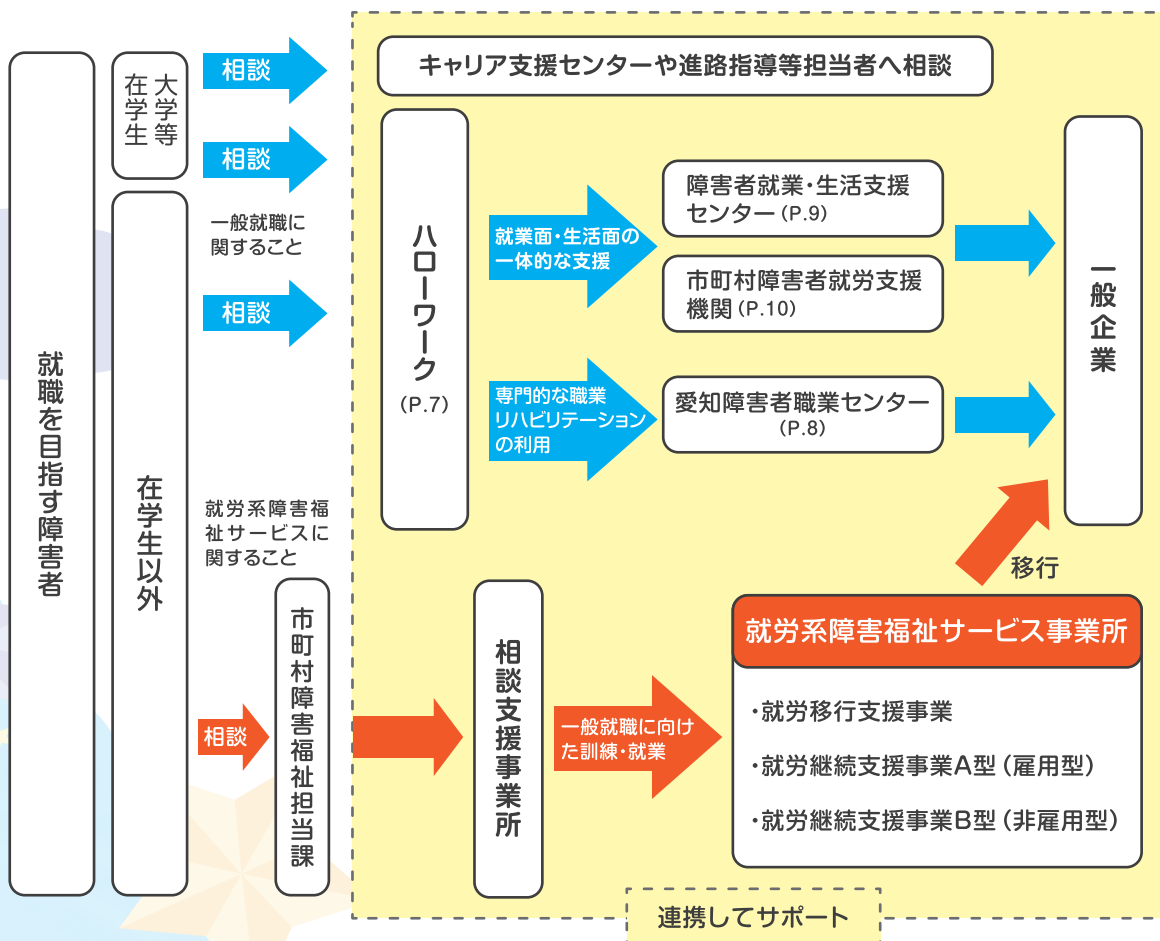
就労系障害福祉サービス

一般企業等で働くことが難しい方が、一人ひとりの状況に合った、働くスキル向上のための支援を受けながら生産活動を行います。

働くまでの流れ

就職に悩んだら、支援機関に相談してみましょう。

一般就職を希望する場合はハローワークに、就労系障害福祉サービスの利用を希望する場合はお住まいの市町村の障害福祉担当課にご相談ください。大学等に在学中の方は、まずはキャリア支援センター等に相談してみると良いでしょう。



※令和7年10月から、就労先及び働き方についてより良い選択をできるよう、本人の希望、適性等に合った選択を支援する「就労選択支援」が始まります。

支援機関が連携してサポートするよ！

各機関の詳しい支援内容は「支援機関のご紹介」7ページ以降を見てね！

就労に必要な力とは？

障害の有無や職種を問わず、働き続けるためには、「健康管理」「日常生活管理」「対人技能」「基本的労働習慣」「職業適性」の5つの条件を整えることが必要とされています。その条件が整っている状態のことを「**職業準備性**」といいます。

右の図は、「**職業準備性**」を階層別に整理したもので、基礎的な条件から順に積み上がっています。できているものが増えるほど、働く土台がしっかりしてくるので安定した職業生活につながりやすくなります。



職業準備性

企業選びのポイントは情報の整理

1. 自己分析

仕事探しを上手に進めるには、まず自分自身を知ることが大切です。自分が「今までしてきたこと」「今できること」「これからやりたいこと」を分析しましょう。ハローワークを始め支援機関では、自己分析の手助けもしていますので迷ったら相談してみましょう。

2. 働く条件を整理する

自分が働く姿を想像しながら希望する条件を整理しましょう。給与や勤務時間など、こだわる条件と譲れる条件をあらかじめ決めておくと仕事選びがスムーズです。

3. 企業等の調査

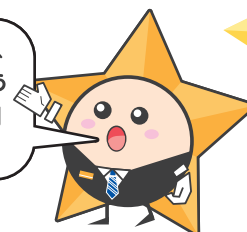
自己分析を基に、興味・関心に沿って目指す業界や職種を決めましょう。特定の企業だけでなく、業界全体を知っておくことが大切です。

業界や職種が決まったら、企業を調査してみましょう。企業のネームバリューやブランドイメージだけで判断せず、勤務条件を含めて総合的に考えましょう。

4. 情報の整理

1～3の情報を整理し、各企業等の求人内容をよく確認したうえで応募へとつなげましょう。

まずは、自分の状態を把握し、難しいことに対して「どのような配慮や支援があるとよいか」を考えてみよう！



「特例子会社」

特例子会社では、障害者が働きやすいように職場環境が整備されています。例えば、バリアフリーなどの設備面の他、障害内容を考慮した業務の切り出しなど、サポート環境が整っています。

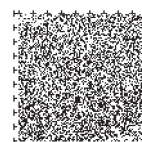
障害者の安定的な雇用を実施する認定マーク



ともにすすむ

「ともに認定制度」とは、障害者雇用の促進および雇用の安定に関する取り組みの実施状況などが優良な中小事業主を厚生労働大臣が認定する制度のことです。

ハローワークを始め支援機関では、各ステップに合わせてサポートしてくれるよ。
些細なことでも大丈夫！積極的に活用してみよう！



障害者専用求人とオープン・クローズ

1. 障害者専用求人とは

ハローワークの求人には「一般求人」と「障害者専用求人」があります。

「障害者専用求人」は、一般の採用枠とは別に、障害者限定の採用枠で求人を募集するものです。

ハローワークの求人へ応募するには、ハローワークでの求職申込手続きが必要です。

2. 知っておくべき「オープン」と「クローズ」の違い

「オープン」とは 就職先に障害に関する情報を開示すること。

「クローズ」とは 就職先に障害に関する情報を開示しないことです。

どちらを選択するかによって働き方は変わってきます。自分にとって働き続けやすいほうを選択しましょう。

「オープン」の場合

応募できる求人 一般求人、障害者専用求人

メリット

- ✓ 企業から障害への配慮が得られる。
- ✓ 専門的な知識をもった援助者(ジョブコーチ)の活用や職場訪問による定着支援を受けられる。

デメリット

- ✓ 障害者専用求人は、業種や職種が一般求人より少ないため応募機会が少なくなる。

「クローズ」の場合

応募できる求人 一般求人

メリット

- ✓ 障害者専用求人よりも求人数が多いため、応募機会が広がる。

デメリット

- ✓ 企業から障害への配慮が得られにくい。
- ✓ 障害があることを周囲に知られることへの不安を抱えながら働くことになり、職場定着ににくい傾向がある。

就職後の定着支援

就職した企業で長く働いていくために支援機関が連携して支援をしています。

- ✓ 職場での様々な悩みについて相談したい…
- ✓ 職場の中だけでなく、生活面についても相談にのってほしい…

障害者就業・生活支援センターの利用

支援担当者が職場訪問等により、就業と生活を一体的に支援します。(→9Pへ)

- ✓ 職場に適応できるか不安…
- ✓ 職場でのコミュニケーションがうまくいかない…

職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援

企業と障害者の双方に対して障害特性を踏まえた直接的・専門的な援助をします。(支援期間1～8か月)

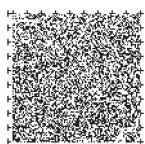
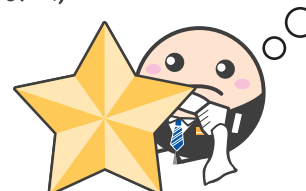
★障害者への支援内容

人間関係、職務遂行、健康管理や生活リズム構築等

★事業主への支援内容

障害特性に配慮した雇用管理法、職務内容の設定、現場従業員の関わり方等

就職後でも相談にのってもらえるのはありがたいね。
相談することで働き方への不安軽減につながるよ。

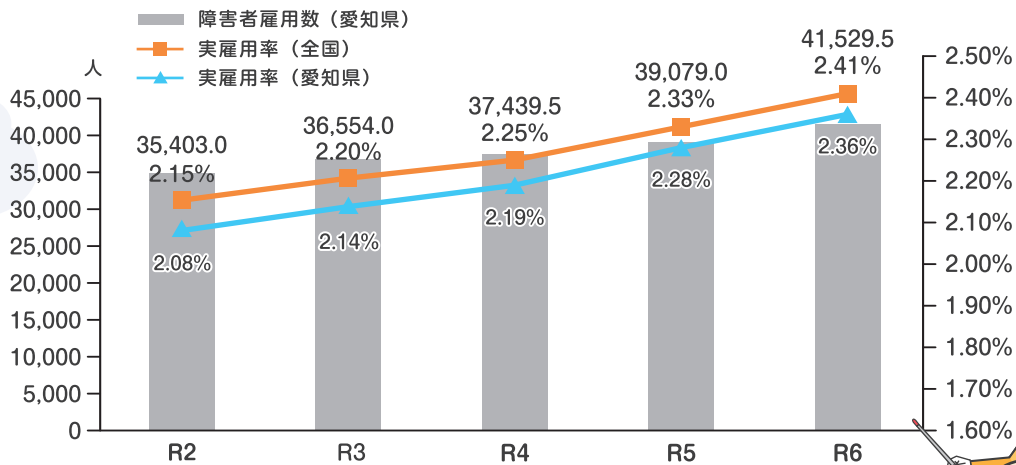


愛知県における障害者の雇用状況

Employment status

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇う義務があります（障害者雇用率制度）。

障害者雇用数及び実雇用率の推移（各年6月1日現在）



民間企業の法定雇用率は2.3%

企業規模別雇用状況（令和6年6月1日現在）

規模別 (人)	企業数 (企業)	うち雇用率達成企業 割合 (%)	基礎労働者数 (人)	うち障害者数 (人)	実雇用率 (%)	全国の実雇用率 (%)
40.0～100 未満	4,137	44.2	253,962.5	4,689.0	1.85	1.96
100～300 未満	2,262	50.3	350,186.5	7,375.0	2.11	2.19
300～500 未満	474	42.8	166,419.0	3,782.0	2.27	2.29
500～1,000 未満	333	46.2	215,771.5	5,522.0	2.56	2.48
1,000 以上	228	59.2	770,661.0	20,161.5	2.62	2.64
合 計	7,434	46.5	1,757,000.5	41,529.5	2.36	2.41

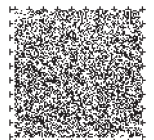
※常用労働者数40.0人以上の企業が報告の対象です。

障害種別雇用者数（実数）（令和6年6月1日現在）

（重度の定義はP2参照）

一 般	重度以外	重 度	合 計
身体障害者	8,514	6,734	15,248
知的障害者	6,003	1,302	7,305
精神障害者	6,675	-	6,675
短 時 間	重度以外	重 度	合 計
身体障害者	929	688	1,617
知的障害者	860	240	1,100
精神障害者	1,989	-	1,989
特定短時間	重度以外	重 度	合 計
身体障害者	320	-	320
知的障害者	63	-	63
精神障害者	525	-	525

一 般 とは、1週間の所定労働時間が30時間以上の方、
短 時 間 とは、20～30時間の方、
特定短時間 とは、10～20時間の方のことだよ。





就職・職業訓練・社会生活をサポートします

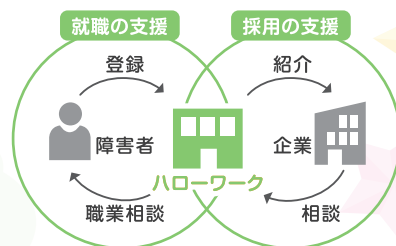
支援機関のご紹介

Support
agency

ハローワーク（公共職業安定所）

ハローワークでは、就職を希望する障害者に対する職業相談・職業紹介や就職後の職場定着支援、事業主に対する障害者雇用の指導や支援を行っています。

特に、障害者職業センターや福祉・医療・教育等の地域の関係機関と連携を一層強化しながら、きめ細かなチーム支援を行っています。



障害者に対して

★ 職業相談・職業紹介

就職を希望する障害者の求職登録を行い、個々の障害特性にかかる専門的知識を有する職員が、地域の関係機関と連携しながらきめ細かな職業相談、職業紹介などを行っており、支援に当たり公共職業訓練のあっせん、約3～6か月間試行的に働くトライアル雇用の活用なども行っています。

★ 手話協力員

きめ細かな職業相談等を円滑かつ効果的に推進するため、主要なハローワークに手話協力員を配置しています。

事業主に対して

★ 障害者の求人・採用の相談

雇用管理上の配慮等について助言を行い、必要に応じて専門機関の紹介や各種助成金の案内をします。

★ 雇用率達成指導等

障害者雇用率未達成の事業主に対して指導を行います。その指導の一環として、未達成企業からの求人開拓や未達成企業への職業紹介を進めています。

双方に対して

★ 関連機関との連携

的確な支援・指導を行うに当たり、より専門的な支援等が必要な場合に、障害者職業センターにおける専門的な職業リハビリテーションや、障害者就業・生活支援センターにおける生活面を含めた支援を紹介するなど関係機関と連携した就職支援を行っています。

特に、福祉施設等利用者や特別支援学校卒業（予定）者の福祉的就労から一般雇用への移行を図るため、「障害者就労支援チーム」を作り、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を行っています。

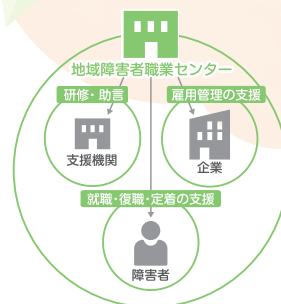
お問い合わせ先

お住まいの地域を管轄するハローワーク P14



愛知障害者職業センター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛知支部）

ハローワーク（公共職業安定所）、障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、就職や職場復帰を目指す障害者、障害者を雇用する企業、障害者の就労を支援する関係機関に対して、支援・サービスを提供しています。



障害者に対して

★ 職業相談・職業評価

就職・職場適応のため職業相談を行います。また、必要に応じて各種作業や適性検査を実施し、得意なこと・苦手なことを把握する職業評価を実施します。
職業相談や職業評価を踏まえて、就職や職場適応に向けた今後の取組みについて「職業リハビリテーション計画」としてご提案します。

★ 職業準備支援（名古屋本所のみ）

就職や職場定着のためセンターに2か月程度通い、作業や講習などのプログラムを受講していただく支援です。必要な対処や自分に合った働き方を考え、就職活動に必要な知識（履歴書の書き方など）を習得することを目的とします。

事業主に対して

- ・ 「事業主支援計画」を作成したうえで、障害者雇用に関する情報提供や、具体的な雇用管理に関するニーズや課題解決のための支援を実施します。
- ・ 職務の創出、支援体制の整備、社員研修の実施など、採用から職場定着までの具体的な取組みを提案します。
- ・ 障害者の雇用管理全般の中からテーマを絞り、意見交換等（事業主支援ワークショップ）を開催します。

双方に対して

★ ジョブコーチ支援（職場適応援助者による支援）

障害者を雇用する企業にジョブコーチが訪問し、障害者が職場に適応できるように課題の改善に向けた支援を行います。

★ 職場復帰（リワーク）支援（名古屋本所のみ）

うつ病等で休職している方の円滑な職場復帰のために、主治医と連携の下で、職場復帰（リワーク）支援を実施しています。

※障害者職業センターのサービスはすべて無料です。

※受付時間は月曜日～金曜日8:45～17:00（土・日・祝日、年末年始休）

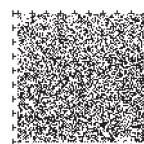
お問い合わせ先

愛知障害者職業センター

〒460-0003
名古屋市中区錦1-10-1 MIテラス名古屋伏見 5階
TEL 052-218-2380
FAX 052-218-2379
電子メール aichi-ctr@jeed.go.jp

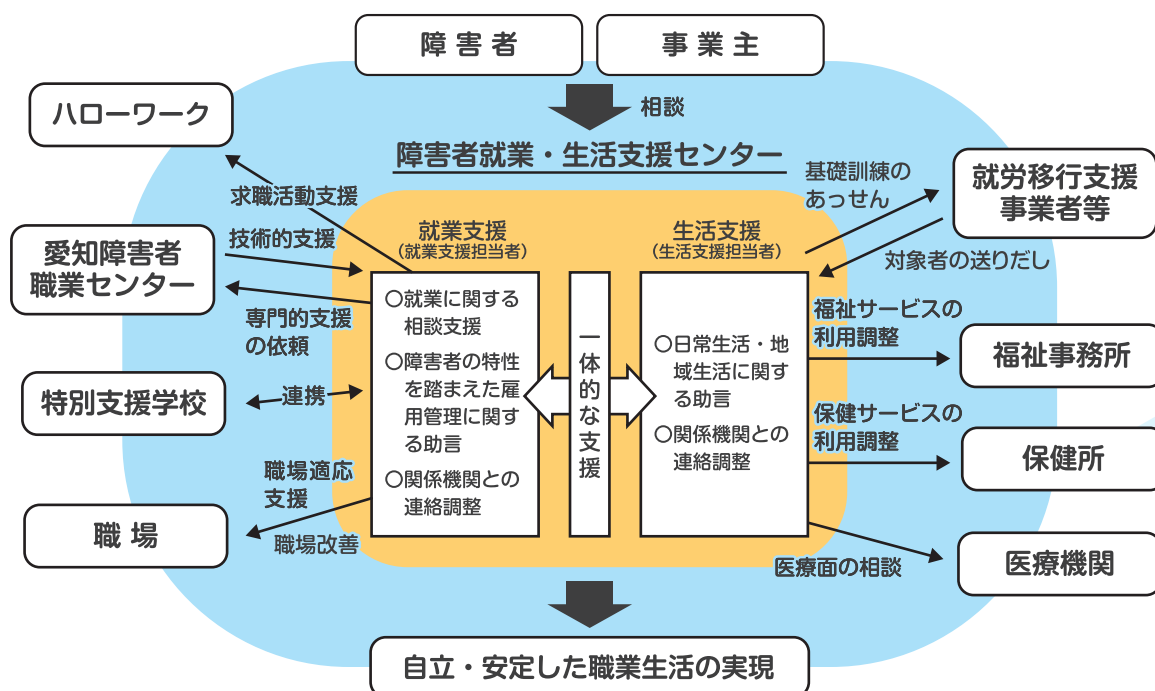
愛知障害者職業センター豊橋支所

〒440-0888
豊橋市駅前大通1-27 MUS豊橋ビル6階
TEL 0532-56-3861
FAX 0532-56-3860
電子メール toyohashi-ctr@jeed.go.jp

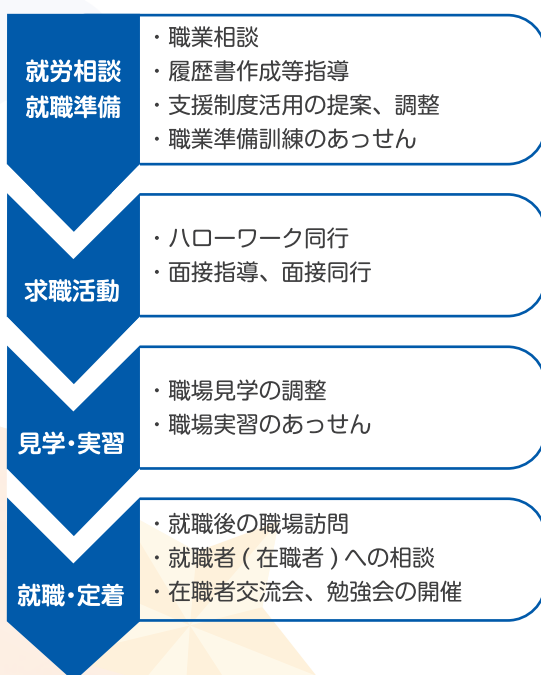


障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着に当たって就職面における支援とあわせ、生活面における支援を必要とする障害者を対象として、身近な地域で雇用、保健福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行う施設で、県が指定した社会福祉法人等が運営しています。また、障害者雇用を考えている企業の相談にも応じています。



★ 障害者に対して



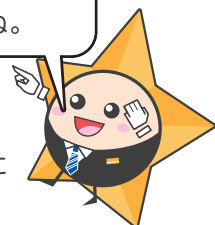
生活相談 生活支援

- ・日常生活に係る助言（金銭管理や健康管理等）
- ・地域生活に係る助言（住居の確保や障害者年金の申請等）
- ・関係機関との連絡調整

就業支援と生活支援を合わせることでさらに安心して働けるね。

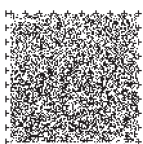
★ 事業主に対して

- ・障害の特性を踏まえた雇用管理についての助言
- ・職場定着に向けた支援



お問い合わせ先

お住まいの地域を管轄する障害者就業・生活支援センター …………… P13、14



市町における障害者就労支援機関

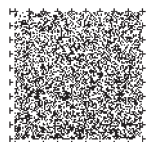
★ 市町が設置する就労支援機関

障害者の一般就労の促進を図るため、障害者の就労支援や、日常生活上の相談・支援等を行っています。

設置市	施設の名称	所在地	TEL / FAX
名古屋市	障害者就労支援センターめいしんれん	〒453-0053 名古屋市中村区中村町 7-84-1 (名身連福祉センター内)	TEL (052) 433-6574 FAX (052) 413-5808
	障害者就労支援センターめいりは	〒467-8622 名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山 1-2 (名古屋市総合リハビリテーションセンター内)	TEL (052) 835-3837 FAX (052) 835-3826
	名古屋市障害者雇用支援センター	〒456-0073 名古屋市熱田区千代田町 20-26	TEL (052) 678-3333 FAX (052) 683-5250
豊橋市	とよはし総合相談支援センター 「ほっとぴあ」	〒440-0055 豊橋市前畑町 115 あいトピア 2 階	TEL (0532) 56-4111 FAX (0532) 57-2595
半田市	半田市障がい者相談支援センター	〒475-0918 半田市雁宿町 1-22-1 (半田市福祉文化会館(瀬上工業雁宿ホール)内)	TEL (0569) 21-5585 FAX (0569) 23-7745
豊川市	若竹荘 地域生活推進センター	〒442-0007 豊川市大崎町下金居場 55	TEL (0533) 86-3601 FAX (0533) 86-1199
碧南市	碧南市障害者就労相談支援事業所	〒447-0869 碧南市山神町 8-35 (碧南市社会福祉協議会内)	TEL (0566) 46-3701 FAX (0566) 48-6522
豊田市	豊田市障がい者就労・生活支援センター	〒471-0066 豊田市栄町 1-7-1	TEL (0565) 36-2120 FAX (0565) 36-0567
大府市	大府市障がい者相談支援センター	〒474-0035 大府市江端町六丁目 13 番地の 1 (ふれ愛サポートセンター「スピカ」内)	TEL (0562) 48-3011 FAX (0562) 45-5440
知立市	知立市障がい者基幹相談支援センター	〒472-0012 知立市ハツ田町泉 43 (福祉の里ハツ田内)	TEL (0566) 45-7285 FAX (0566) 83-4070
尾張旭市	尾張旭市障がい者基幹相談支援センター	〒488-8666 尾張旭市東大道町原田 2600-1 (尾張旭市役所内)	TEL (0561) 76-8140 FAX (0561) 53-2280
高浜市	たかはま障がい者支援センター	〒444-1334 高浜市春日町 5-165 (いきいき広場 3 階)	TEL (0566) 54-3009 FAX (0566) 52-4100
日進市	日進市障害者相談支援センター	〒470-0136 日進市竹の山 4-301 (日進市障害者福祉センター内)	TEL (0561) 72-0853 FAX (0561) 75-6615
田原市	障害者総合相談センター	〒441-3422 田原市赤石 2 丁目 2 番地 (田原福祉センター内)	TEL (0531) 23-3812 FAX (0531) 23-3110
愛西市	障害者相談支援事業所あいさい	〒496-0938 愛西市石田町宮前 16 番地 1 (愛西市発達支援センター内)	TEL (0567) 24-2225 FAX (0567) 31-9252
みよし市	みよし市くらし・はたらく相談センター	〒470-0224 みよし市三好町湯之前 4-5 (みよし市立ふれあい交流館内)	TEL (0561) 33-5070 FAX (0561) 34-6331
長久手市	長久手市社会福祉協議会 障がい者相談支援センター	〒480-1102 長久手市前熊下田 171 (長久手市福祉の家 1 階)	TEL (0561) 64-2333 FAX (0561) 64-2337
阿久比町	阿久比町障がい者相談支援センター	〒470-2102 東浦町大字緒川字寿久茂 129 (知多地域障害者生活支援センター らいふ内)	TEL (0562) 38-5537 FAX (0562) 34-6618
東浦町	ひがしうら相談支援センター		TEL (0562) 38-5035 FAX (0562) 34-6618



事前に予約が必要な場合があるよ。
まずは、電話で問い合わせしてみよう！



発達障害者、高次脳機能障害者及び難病患者に対する支援機関

★ 発達障害者支援センター

発達障害者支援法に基づき、発達障害者のライフステージの各段階で生じる様々なニーズに応えられるよう、関係機関・団体と連携した専門的な支援を行う総合的な拠点として設置されています。

愛知県内には2ヶ所あり、本人及び家族に対する相談支援、発達支援、就労支援、人材育成、情報発信、普及啓発などを行っています。

※就労については、ハローワークや障害者職業センター等の就労支援機関において、職業訓練、ジョブコーチ支援、トライアル雇用等の制度が活用できます。



お問い合わせ先

あいち発達障害者支援センター

〒480-0392 ※名古屋市以外の市町村にお住まいの方
春日井市神屋町713-8 医療療育総合センター内
TEL 0568-88-0811(内線8109)
FAX 0568-88-0964

名古屋市発達障害者支援センター「りんくす名古屋」

〒466-0858 ※名古屋市にお住まいの方
名古屋市昭和区折戸町4-16 児童福祉センター内
TEL 052-757-6140
FAX 052-757-6141

★ 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業 支援拠点機関

高次脳機能障害とは、脳外傷や脳血管障害などの脳損傷により日常生活や社会生活に困難を有する認知障害全般を指します。高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業では、高次脳機能障害者への支援体制の確立を図るため、県が指定した支援拠点機関において、相談支援や普及啓発などを行っています。

お問い合わせ先：各支援拠点機関

なごや高次脳機能障害支援センター

〒467-8622 名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山1-2 (名古屋市総合リハビリテーションセンターB1F) TEL 052-835-3814
<https://www.nagoya-rehab.or.jp/dysfunction/index.html>
※上記事業のほか、訓練・支援も対応。

NPO法人高次脳機能障害者支援「笑い太鼓」 (高次脳機能障害愛知県東部支援センター笑い太鼓)

〒441-8013 豊橋市花田一番町72 東和西駅前マンション101号室 TEL 0532-34-6098
<https://www.waraidaiko.org/toyohashi3>

★ 難病相談支援センター

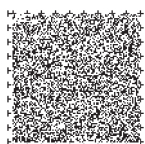
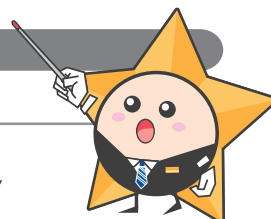
病気が長期にわたり、原因が不明、治療法が未確立の難病でお悩みの患者・家族の療養上、社会生活上での問題や不安等の解消を図るため、専門医による医療相談、医療ソーシャルワーカーによる電話や対面での面接による相談、患者・家族のつどいを実施しています。また、病気を患いながら就労を希望される方に対して、就労支援を行うなど様々なニーズに対応した支援を行っています。

※医師による医療相談、医療ソーシャルワーカーによる面接での療養生活相談は予約制です。

お問い合わせ先

公益社団法人愛知県医師会 難病相談室

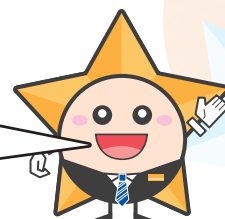
〒455-0031 名古屋市港区千鳥1-13-22
TEL 052-241-4144 <https://www.aichi.med.or.jp/rd/counsel/>



障害者職業能力開発校及び高等技術専門校等

職業的自立をめざす障害者の就職をより容易にするため、障害者を対象にした公共職業訓練を実施しています。障害の種類・程度、訓練期間により多様な訓練コースを設定し、職業に必要な知識・技能の習得を図ることができます。（職業訓練全体の概要は、愛知県労働局産業人材育成課Webページをご覧ください。）

職業訓練を受けるには、ハローワークでの手続きが必要だよ。
詳しくは、お住まいの地区を管轄するハローワークに相談してね！



★ 愛知障害者職業能力開発校（国立県営）

現在、6つの科を開設して職業訓練を実施しています。（訓練期間3か月～1年）

- ①ITスキル科 ②OAビジネス科 ③CAD設計科 ④ワークサポート科（精神・発達障害者対象）
- ⑤就業支援科（精神・発達障害者対象） ⑥総合実務科（知的障害者対象）

また、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等、地域の多様な委託先を活用した職業訓練を実施しています。企業現場を活用した訓練や在職者に対する訓練等のコースを開設しています。

お問い合わせ先

愛知障害者職業能力開発校

〒441-1231 豊川市一宮町上新切33-14 TEL 0533-93-2102 FAX 0533-93-6554

★ 名古屋高等技術専門校・三河高等技術専門校

総合実務科において、知的障害者を対象とした職業訓練を実施しています。（訓練期間1年）
様々な作業をとおして就労に必要な職場適応力を育成し、一般就労を目指します。

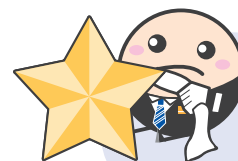
お問い合わせ先

名古屋高等技術専門校

〒462-0023
名古屋市北区安井2-4-48
TEL 052-917-6711
FAX 052-917-6331

三河高等技術専門校

〒444-0802
岡崎市美合町字平端24
TEL 0564-51-0775
FAX 0564-52-4568



★ 社会福祉法人共生福祉会 なごや職業開拓校

名古屋高等技術専門校が、食品加工科（知的障害者対象）及び生産実務科（精神障害者対象）の職業訓練を委託しています。（訓練期間1～2年）

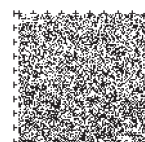
お問い合わせ先

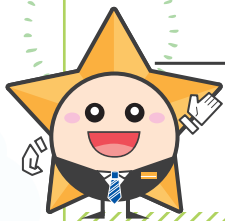
社会福祉法人共生福祉会 なごや職業開拓校

〒451-0051
名古屋市西区則武新町2-24-14
TEL 052-582-6006
FAX 052-582-6022

名古屋高等技術専門校

〒462-0023
名古屋市北区安井2-4-48
TEL 052-917-6711
FAX 052-917-6331

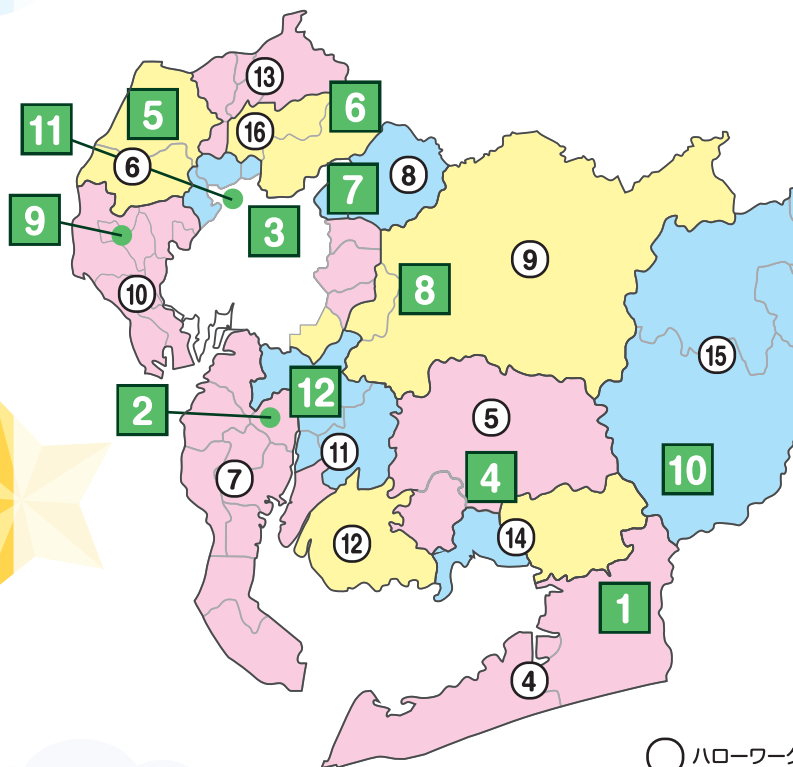




就職・生活の困りごと相談窓口

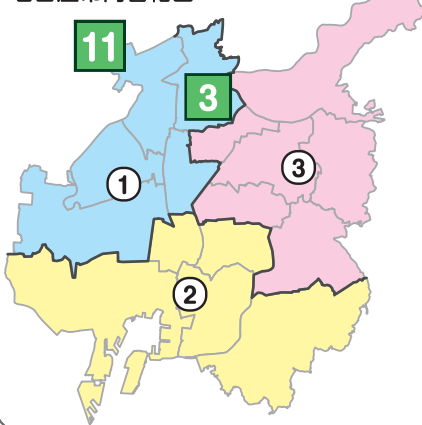
支援窓口一覧

Support
window



近くの支援センターや
ハローワークを確認
してみよう！

名古屋市内管轄図



○ ハローワーク (公共職業安定所) ■ 障害者就業・生活支援センター

障害者就業・生活支援センター

1 豊橋障害者就業・生活支援センター

〒440-0022 豊橋市岩崎町字長尾 119-2
TEL : 0532-69-1323 FAX : 0532-62-7283

活動地域

豊橋市、豊川市 (旧一宮町を除く)
蒲郡市、田原市

2 知多地域障害者就業・生活支援センター「といろわーく」

〒475-0918 半田市雁宿町1-22-1 (瀬上工業雁宿ホール内)
TEL : 0569-84-7500 FAX : 0569-23-7745

活動地域

半田市、常滑市、東海市、大府市、
知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、
美浜町、武豊町

3 なごや障害者就業・生活支援センター

〒462-0825 名古屋市中区大曾根2-9-25
TEL : 052-908-1022 FAX : 052-908-1023

活動地域

名古屋市
(西区・中川区・港区・名東区・守山区を除く)

4 西三河障害者就業・生活支援センター「輪輪」

〒444-3511 岡崎市舞木町字小井沢 4-1
TEL : 0564-27-8511 FAX : 0564-27-8511

活動地域

岡崎市、幸田町

5 尾張西部障害者就業・生活支援センター「すろーぷ」

〒491-0931 一宮市大和町馬引字郷裏41ハイソノダコウ102
TEL : 0586-85-8619 FAX : 0586-64-5852

活動地域

一宮市、稲沢市

6 尾張北部障害者就業・生活支援センター「ようわ」

〒480-0305 春日井市坂下町 4-295-1
TEL : 0568-88-5115 FAX : 0568-88-5015

活動地域

春日井市、小牧市、犬山市、江南市、
岩倉市、大岡町、扶桑町

7 尾張東部障害者就業・生活支援センター「アクト」

〒465-0065 名古屋市名東区梅森坂3-3607
ネットワークひまわり1階 (本部は尾張旭市)

TEL : 052-709-3891 FAX : 052-709-3892

活動地域

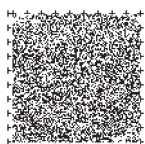
瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久
手市、東郷町、名古屋市 (名東区、守山区)

8 西三河北部障害者就業・生活支援センター

〒471-0066 豊田市栄町 1-7-1
TEL : 0565-36-2120 FAX : 0565-36-0567

活動地域

豊田市、みよし市



- 9 海部障害者就業・生活支援センター**
〒496-0807 津島市天王通り6-1 六三ビル1階 102号室
TEL : 0567-22-3633 FAX : 0567-22-3634

活動地域 津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、
蟹江町、飛島村、名古屋市(中川区、港区)

- 10 東三河北部障害者就業・生活支援センター「ウィル」**
〒441-1301 新城市矢部字本並 48
TEL : 0536-24-1314 FAX : 0536-24-1555

活動地域 新城市、設楽町、東栄町、豊根村、
豊川市(旧一宮町)

- 11 尾張中部障害者就業・生活支援センター**
〒452-0815 名古屋市西区八筋町 260
ITALIAN 第三平松マンション 501
TEL : 052-908-2540 FAX : 052-908-2541

活動地域 北名古屋市、清須市、豊山町、
名古屋市(西区)

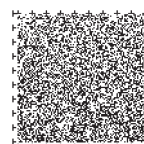
- 12 西三河南部西障害者就業・生活支援センター「くるくる」**
〒448-0843 刈谷市新栄町 7-73 フラワービル 3 階
TEL : 0566-70-8020 FAX : 0566-70-8511

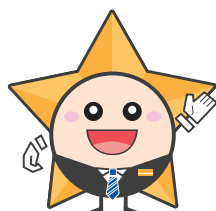
活動地域 碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、
知立市、高浜市

ハローワーク(公共職業安定所)

	名 所	所 在 地	電 話 番 号	管 轄 区 域
①	名 古 屋 中	〒460-8640 名古屋市中区錦2-14-25 ヤマイチビル2~9階	★(052) 855-3740	西区、中村区、中区、中川区、北区、 清須市、北名古屋市及び西春日井郡
②	名 古 屋 南	〒456-8503 名古屋市長久区旗屋2-22-21	★(052) 681-1211	瑞穂区、熱田区、港区、南区、 緑区及び豊明市
③	名 古 屋 東	〒465-8609 名古屋市長久区平和が丘1-2	★(052) 774-1115	千種区、東区、昭和区、名東区、天白区、 守山区、日進市、長久手市、愛知郡
④	豊 橋	〒440-8507 豊橋市大田町111 豊橋地方合同庁舎1階	★(0532) 52-7191	豊橋市及び田原市
⑤	岡 崎	〒444-0813 岡崎市羽根町字北乾地50-1 岡崎合同庁舎1階	★(0564) 52-8609	岡崎市及び額田郡
⑥	一 宮	〒491-8509 一宮市八幡4-8-7 一宮労働総合庁舎内	★(0586) 45-2048	一宮市及び稲沢市(平和町を除く)
⑦	半 田	〒475-8502 半田市宮路町200-4 半田地方合同庁舎1階	★(0569) 21-0023	半田市、常滑市、東海市、知多市及び知多郡
⑧	瀬 戸	〒489-0871 瀬戸市東長根町86	(0561) 82-5123	瀬戸市及び尾張旭市
⑨	豊 田	〒471-8609 豊田市常盤町3-25-7	★(0565) 31-1400	豊田市及びみよし市
⑩	津 島	〒496-0042 津島市寺前町2-3	★(0567) 26-3158	津島市、愛西市、弥富市、あま市、 海部郡及び稲沢市(平和町)
⑪	刈 谷	〒448-8609 刈谷市若松町1-46-3	★(0566) 21-5001	刈谷市、安城市、知立市、高浜市及び大府市
	碧南出張所	〒447-0865 碧南市浅間町1-41-4	(0566) 41-0327	碧南市
⑫	西 尾	〒445-0071 西尾市熊味町小松島41-1	(0563) 56-3622	西尾市
⑬	犬 山	〒484-8609 犬山市松本町2-10	★(0568) 61-2185	犬山市、江南市、岩倉市及び丹羽郡
⑭	豊 川	〒442-0888 豊川市千歳通1-34	★(0533) 86-3178	豊川市
	蒲郡出張所	〒443-0034 蒲郡市港町16-9	(0533) 67-8609	蒲郡市
⑮	新 城	〒441-1384 新城市西入船24-1	(0536) 22-1160	新城市及び北設楽郡
⑯	春 日 井	〒486-0841 春日井市南下原町2-14-6	★(0568) 81-5135	春日井市及び小牧市

※電話番号欄に「★」が記入してあるハローワークでは、電話の際、自動音声応答による取次ぎサービスを行っています。
音声案内に従って部門コード等を押してください。お問合わせ先が不明な方は、「1」と「#」を押してください。





愛知県 障害者就活
コンシェルジュ



令和7年8月発行

編集・発行 愛知県労働局就業促進課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3丁目1番2号

電 話 052-954-6367 (ダイヤルイン)

F A X 052-954-6927

